

令和7年度

業 務 概 要

〔令和6年度実績〕

「暮らしの原点正しい計量」



大分県産業科学技術センター

（計量検定担当）

目 次

I 概 況

1 沿 革	1
2 業務内容	2
3 手数料収入	2
4 基準器及び主要検定(検査)設備	3

II 業務の概要

1 計量関係事業に係る届出、登録及び指定	4
(1)届 出	
1)特定計量器製造事業者	5
2)特定計量器修理事業者	6～7
3)特定計量器販売事業者	7
(2)登 録	
1)計量証明事業者	8～9
2)計量士	10
(3)指 定	
1)適正計量管理事業所	11
2 検 定 等	12～13
3 検 査	14
(1)基準器検査	14
(2)計量証明検査	15
(3)定期検査	16～20
4 立 入 検 査	21
(1)特定計量器	21
(2)商品量目	22
5 計量思想の普及啓発等	23
(1)計量記念日行事	23
(2)計量教室の開催	23～24
(3)計量関係団体の指導及び育成	24
6 計量検定棟案内図	25

I 概況

1 沿革

明治 8 年「度量衡取締条例」が公布され、度量衡関係業務が各県において開始された。

大分県産業科学技術センター計量検定担当は以下の変遷を経て今日に至っている。

明治 8 年		度量衡取締条例が公布された。
明治 24 年		度量衡法（法律第 3 号）が公布された。
明治 25 年		常設の度量衡検定所設置が公示された。
明治 26 年		度量衡法が施行された。 県庁内に常置度量衡器検定所、下毛郡役所内に同支所が配置された。
明治 31 年		度量衡取締規則及び同規則施行心得が公布施行された。
明治 37 年		大分県度量衡器検定所及び同中津支所と改称した。また、大分県度量衡臨検 取締規則及び同施行規則が施行された。
大正 6 年		度量衡取締規則及び同規則施行規程が施行された。
昭和 24 年		旧庁舎跡に独立庁舎（木造平屋建 148 m ² ）を新築した。
昭和 26 年	6 月	計量法（昭和 26 年法律第 207 号）が公布された。
昭和 27 年	3 月	計量法の施行に伴い大分県計量検定所及び中津支所と改称した。
昭和 31 年	2 月	大分県行政組織規則の制定により計量検定所は地方機関となる。
昭和 34 年	11 月	大分市舞鶴町に庁舎を新築移転した。
昭和 45 年	4 月	管理課及び業務課の 2 課制となる。
昭和 47 年	12 月	大分市錦町に庁舎を新築移転した。
平成 4 年	5 月	計量法（昭和 26 年法律第 207 号）の全部を改正する新「計量法（平成 4 年法律第 51 号）」が公布された。
平成 5 年	11 月	新「計量法」（平成 4 年法律第 51 号）が施行された。
平成 12 年	4 月	地方分権一括法が施行され、地方公共団体の実施する計量事務の大部分が 「機関委任事務」から「自治事務」となる。
平成 14 年	3 月	大分県計量検定所中津支所を廃止した。
平成 17 年	4 月	管理業務課の 1 課制となる。
平成 22 年	3 月	大分県行政組織規則の一部改正により大分県計量検定所を廃止した。
平成 22 年	4 月	組織の再編統合に伴い、大分市高江の大分県産業科学技術センター内に計量 検定担当を新設、庁舎を新築移転した。

2 業務内容

産業科学技術センター計量検定担当では、計量法に基づき、適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的として、以下のような業務を行っている。

- (1) 計量に関する事業の届出、登録及び指定
- (2) 特定計量器の検定、装置検査
- (3) 基準器の検査
- (4) 計量証明事業使用特定計量器の検査
- (5) 特定計量器の定期検査
- (6) 特定計量器及び商品量目等の立入検査
- (7) 計量に関する指導、普及啓発
- (8) その他計量に関すること

以上の業務を県下全域にわたり行っているが、大分市域については大分市が計量法上の特定市として経済産業大臣の指定を受けているので、同市が特定計量器の定期検査、立入検査及び計量に関する指導、普及啓発を行っている。

3 手数料収入

(単位：円)

種 別		令和6年度実績		令和5年度実績		令和4年度実績	
		件 数	手 数 料	件 数	手 数 料	件 数	手 数 料
計量証明事業の新規登録		1	53,800	1	53,800	3	161,400
計量証明事業登録証の訂正		2	3,500	2	3,500	2	3,500
計量証明事業登録証の再交付		0	0	0	0	0	0
計量証明事業登録簿謄本の交付		3	2,280	0	0	0	0
計量証明事業登録簿の閲覧		0	0	0	0	0	0
適正計量管理事業所の指定		0	0	0	0	0	0
適正計量管理事業所の検査		0	0	0	0	0	0
法第91条第2項目の検査(届製造事業指定)		0	0	0	0	0	0
検 定 関 係(装置検査を含む)		11,958	4,190,830	21,193	5,286,040	27,809	5,822,520
基 準 器 検 査		560	660,480	699	695,150	671	1,163,460
証明事業使用特定計量器の検査関係		0	0	1	550	0	0
定 期 検 査	集合検査	52	1,953,200	21	1,957,810	11	1,979,800
	所在場所検査	0	0	0	0	0	0
	小 計	52	1,953,200	21	1,957,810	11	1,979,800
合 計		12,576	6,864,090	21,917	7,996,850	28,496	9,130,680

(証紙消印実績額)

※「件数」については、申請(手数料収入証紙の貼付)後の受検等取下げにより、必ずしも実際の受検等件数とは一致しない。

4 基準器及び主要検定（検査）設備

主なものは次のとおりである。

設備器具名		能 力 等	数 量
基 準 巻 尺		全長2m 目量1mm	1個
装置検査用 基準器等		ローラー式装置検査機(定置型)	2式
		光電式回転数検査装置(可搬式)	2式
基準台手動はかり		秤量 50kg目量 20g	1個
電子天びん		" 200g " 0.1mg	1個
		" 205g " 0.01mg	1個
		" 220g " 0.01/0.1mg	1個
		" 5100g " 1mg	1個
		" 6100g " 0.01g	1個
		" 26.1kg " 1mg	1個
		" 30kg " 0.005g	1個
		" 1,100kg " 2g	1個
特級基準分銅		1mg ～ 20kg	1組
一級 基準 分銅	ス テ ン レ ス	20mg ～ 10kg	1組
		1mg ～ 500mg	3組
		10mg ～ 500mg	1組
		1g ～ 20g	1組
		1g ～ 1kg	1組
		1kg ～ 10kg	1組
二級 基準 分銅	鋳 鉄	5kg ～ 20kg	1組
		20kg	35個
		500kg	2個
三級 基準 分銅	ステンレス	10g ～ 1kg	1組
	ステンレス	1g ～ 1kg	1組
	鋳鉄	20kg	100個
一級実用 基準分銅	ステンレス	5kg ～ 20kg	1組
		50g ～ 2kg	1組
		1g ～ 20g	1組
		10mg ～ 500mg	1組
二級実用 基準分銅	ステンレス	5kg ～ 20kg	1組

設備器具名		能力等	数量
三級実 用基準 分銅	ステンレス	10mg ～ 2kg	1組
		50g ～ 2kg	2組
		5kg ～ 20kg	1組
	鋳鉄	500kg	80個
燃料油メーター 用 基準タンク		全量 5. 1 L	1個
		〃 10. 4L	1個
		〃 10. 2L	1個
		〃 21L	1個
		〃 50L	1個
		〃 100L	1個
		〃 200L	1個
基準全量 フラスコ		全量 100mL	1個
		〃 200mL	1個
		〃 500mL	1個
		〃 1000mL	1個
		〃 2000mL	1個
		〃 5000mL	1個
		〃 10L	1個
基準 浮ひょう型 密度計		0.500g/cm ³ ～0.650g/cm ³	1個
		0.470g/cm ³ ～0.570g/cm ³	1個
基準重錘型 圧力計		0.05Mpa～ 5Mpa	1個
		0.1Mpa～ 10Mpa	1個
ホイストクレーン		定格荷重2t	1台

Ⅱ 概況

1 計量関係事業に係る届出、登録及び指定

[届出、登録及び指定一覧表]

(令和7年3月31日現在)

事業別		製造 事業者	修理 事業者	販売 事業者	計量証明 事業者	適正計量 管理事業所	代検査 計量士	計
事業者数 事業区分		10	38	221	84	8	13	374
製造・ 修理 事業	質量計 第1類	5	10	-	-	-	-	15
	〃 第2類	4	9	-	-	-	-	13
	分銅等	1	10	-	-	-	-	11
	自重計	1	14	-	-	-	-	15
	ホップスケール	4	2	-	-	-	-	6
	充填用自動はかり	4	2	-	-	-	-	6
	コンベヤスケール	4	3	-	-	-	-	7
	自動捕捉式はかり	4	5	-	-	-	-	9
	その他の自動はかり	4	5	-	-	-	-	9
	圧力計 第1類	1	3	-	-	-	-	4
	〃 第2類	1	3	-	-	-	-	4
	自動車等給油メーター	4	1	-	-	-	-	5
	小型車載燃料油メーター	4	1	-	-	-	-	5
	大型車載燃料油メーター	3	1	-	-	-	-	4
	定置燃料油メーター等	4	2	-	-	-	-	6
	液化石油ガスメーター	1	0	-	-	-	-	1
	タクシーメーター	1	6	-	-	-	-	7
	濃度計 第1類	-	5	-	-	-	-	5
	〃 第2類	-	5	-	-	-	-	5
	〃 第3類	-	5	-	-	-	-	5
	排ガス積算体積計等	-	1	-	-	-	-	1
	排水積算体積計等	-	1	-	-	-	-	1
販売事業 質量計		-	-	221	-	-	-	221
計量証明 事業	質量	-	-	-	71	-	-	71
	体積	-	-	-	2	-	-	2
	濃度	-	-	-	10	-	-	10
	特定濃度	-	-	-	0	-	-	0
	音圧レベル	-	-	-	4	-	-	4
	振動加速度レベル	-	-	-	4	-	-	4
適正計量 管理事業所 知事指定		-	-	-	-	409	-	409
代検査計量士		-	-	-	-	-	13	13
計		50	94	221	91	409	13	878

(1) 届 出

1) 特定計量器製造事業者

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、製造しようとする特定計量器の区分ごとに都道府県知事を經由して経済産業大臣に届出なければならない。(計量法第40条)

令和7年3月31日現在の県内における届出製造事業者数は以下のとおりである。

① 製造事業の区分

タクシーメーター、質量計、自動車等給油メーター等、41の区分がある。

② 届出製造事業者 (6社)

(令和7年3月31日現在)

氏 名 (名 称)	事業所の所在地	事業の区分
(有)帆足計量機器	大分市三佐5-1-31	質量計(1類、2類)、ホツバースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
(有)二豊サービス	大分市大字田原891-2	自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等
(株)太豊テクノス	大分市大字西ノ州1	質量計(1類、2類)、ホツバースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
(株)大分計量器工業	大分市大字三佐6丁目2番5号	質量計(1類、2類)、圧力計(1類、2類)、ホツバースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
(株)エクセム	大分市大字三佐字山ノ神966-1	質量計(1類、2類)、分銅等、自重計、ホツバースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
(株)日出ハイテック	速見郡日出町大字大神8133	タクシーメーター

③ 県内に事業所等を有する他県届出事業者 (4社)

(令和7年3月31日現在)

事業所名	事業所の所在地	事業の区分
ムラテックKDS(株)大分工場	豊後大野市三重町菅生225	質量計(1類)
トキコシステムソリューションズ(株)大分営業所	大分市西大道4-2-93	自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等
(株)トミナガ大分営業所	大分市羽田1-2-C 大滝第1ビル1階	自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等
(株)タツノ九州支店 大分営業所	大分市新栄町17-9	自動車等給油メーター、小型車載燃料油メーター、大型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等、液化石油ガスメーター

②+③ 計

10

④ 製造事業者の届出数

新規届出	変 更	廃 止
0	0	1

2) 特定計量器修理事業者

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、修理しようとする特定計量器の区分ごとに県知事に届出なければならない。ただし、製造事業の届出を行った者が同区分の特定計量器の修理事業を行おうとする場合は届出なくても良い。（計量法第46条）

① 修理事業の区分

タクシーメーター、質量計、自動車等給油メーター等、41の区分がある。

② 届出修理事業者（38社）

（令和7年3月31日現在）

氏名（名称）	事業所の所在地	事業の区分
(有)田口計量機	津久見市岩屋町7-18	質量計(1類、2類)、分銅等、ホッパースケール、 充填用自動はかり、コンベヤスケール、 自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
JX金属製錬(株)佐賀製錬所	大分市大字佐賀関3-3382	質量計(1類、2類)、分銅等
(有)東和電機工業所	中津市大字一ツ松555-1	自重計
大分TCM(株)	大分市古国府1003-1	自重計
秋月計器(有)	大分市西新地1-2-35	タクシーメーター
西川計測(株)九州支社	大分市高城本町5-3	濃度計(1類、2類、3類)、排水積算体積 計等、排ガス積算体積計等
クラサケミカル(株)	大分市大字中ノ州2	圧力計(1類、2類)
日田ディーゼル自動車(株)	日田市上城内町785-2	自重計
オグチ器械(株)	大分市大字賀来1280-6	濃度計(1類、2類、3類)
(株)アステム	大分市西大道2-3-8	濃度計(1類、2類、3類)
田吹医科器械(株)	別府市石垣東6-2-2	濃度計(1類、2類、3類)
(有)二豊サービス	大分市大字田原891-2	大型車載燃料油メーター、定置燃料油メーター等
旭国際テクネイオン(株)大分事業所	大分市大字小池原1256-1	圧力計(1類、2類)
別府大分合同タクシー(株)	別府市大字鶴見3682-1	タクシーメーター
(株)タツノ 九州支店 大分営業所	大分市新栄町17-9	自動車等給油メーター、小型車載燃料油メー ター、定置燃料油メーター等
(株)九州テラオカ 大分営業所	大分市大字田尻143番1	質量計(1類、2類)、分銅等、自動捕捉式はかり、 その他の自動はかり
西日本インダ(株)大分営業所	大分市萩原3-20-33	質量計(1類、2類)、分銅等、自動捕捉式はかり、 その他の自動はかり
(株)日米自動車商会	別府市石垣西10-9-36	タクシーメーター
関汽タクシー(株)	別府市石垣西5-6-29	タクシーメーター
(株)エクセム	大分市大字三佐字山ノ神966-1	質量計(1類、2類)、分銅等、自重計
(有)帆足計量機器	大分市三佐5-1-31	質量計(1類、2類)、分銅等、自重計、 ホッパースケール、充填用自動はかり、コンベヤスケール、 自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
(株)岡部メーター商会	別府市浜脇1-11-3	タクシーメーター
古田自動車	津久見市上青江5015	自重計
東芝テックソリューションサービス(株) 大分サービスステーション	大分市大字三芳字庄の原1292-1	質量計(1類)、分銅等
(株)太豊テクノス	大分市西ノ州1	質量計(1類、2類)、分銅等
(株)大分計量器工業	大分市大字三佐6丁目2番5号	質量計(1類、2類)、分銅等、 圧力計(1類、2類)

(株)寺岡精工九州支店大分営業所	大分市大字賀来井ノ口3973	質量計(1類、2類)、分銅等、 自動捕捉式はかり、その他の自動はかり
九州日野自動車(株)日田支店	日田市大字友田1043	自重計
九州日野自動車(株)大分支店	大分市大字海原字東新田763	自重計
三菱ふそうトラック・バス(株)九州ふそう	大分市大字種具1065-1	自重計
(株)堀場テクノサービス 大分サービスステーション	大分市萩原2-2-37 鶴羽ビル1階	濃度計(1類、2類、3類)
いすゞ自動車九州(株)大分サービスステーション	大分市大字駄原2894	自重計
いすゞ自動車九州(株)中津サービスステーション	中津市大字犬丸字上の代47-1	自重計
いすゞ自動車九州(株)日田サービスステーション	日田市大字三和字長淵2610-5	自重計
いすゞ自動車九州(株)佐伯サービスステーション	佐伯市弥生大字井崎字中道968	自重計
(株)エフ・ケイメカニク	大分市三佐6-2-21	タクシーメーター
UDトラックスジャパン(株) 大分営業所	大分市流通業務団地1-1-1	自重計
孝洋電設(株)	大分市大字津守字積ノ下499-13	コンベヤスケール

② 修理事業の届出数

新規届出	変 更	廃 止
0	2	1

3) 特定計量器販売事業者

特定計量器のうち、質量計(非自動はかり、分銅及びおもり)の販売事業を行おうとする者は、県知事に届出なければならない。ただし、質量計に係る製造又は修理事業の届出を行った者が製造又は修理をした質量計の販売事業を行おうとする場合は届出なくとも良い。(計量法第51条)

① 市町村別届出事業者数 (221)

市町村名	事業者数	市町村名	事業者数
大 分 市	100	杵 築 市	8
別 府 市	15	宇 佐 市	8
中 津 市	6	豊後大野市	12
日 田 市	18	由 布 市	6
佐 伯 市	13	国 東 市	5
臼 杵 市	6	姫 島 村	1
津久見市	3	日 出 町	2
竹 田 市	8	九 重 町	1
豊後高田市	6	玖 珠 町	3

② 販売事業者の届出数

新規届出	変更	廃止
3	2	0

(2) 登録

1) 計量証明事業者

計量証明事業を行おうとする者は、事業の区分ごと、かつ事業所ごとに県知事の登録を受けなければならない。
(計量法第107条)

計量証明とは、例えば貨物の計量や騒音・濃度等の環境測定を行い、その結果を証明(計量証明書を発行)することという。

①計量証明事業の区分

ア 一般計量証明：長さ、質量、面積、体積、熱量

イ 環境計量証明：濃度(大気、水又は土壌中の物質)、特定濃度(大気、水又は土壌中のダイオキシン類等)、音圧レベル、振動加速度レベル

②一般計量証明事業者 (71社)

(令和7年3月31日現在)

氏名(名称)	事業所の所在地	事業の区分
(株)大和	中津市大字田尻2500-1	質量
(株)エスプレス大分	大分市大字下郡字向新地3720-1	質量
大山金属(株)	大分市大字三佐字大新田1354-8	質量
大山商事(株)	大分市大字豊海2-1994	質量
大分みそ協業組合	臼杵市大字市浜783	質量
原田鉄材(株)	大分市大字下郡3084-10	質量
フジケイ(株)	大分市三佐6丁目2-14	質量
(一社)日本海事検定協会	大分市松原町3丁目1-11(鉄鋼ビル4階)	質量・体積
(株)島田商店	大分市大字豊海2-3-1	質量
(社)日本貨物検数協会 九州支部佐伯現業所	佐伯市日の出町1-1	体積
大分醤油協業組合	臼杵市大字望月1500	質量
梅野商店(株)	日田市大字友田2547-13	質量
(有)アサヒ産業	佐伯市西浜10897-66	質量
越智みのぶ	大分市大字三佐5丁目2-20	質量
さくら運輸(株)	佐伯市西浜2-31	質量
正起金属加工(株)	豊後高田市大字呉崎1782	質量
(有)大分総合産業	大分市大字下判田字戸無瀬566-1	質量
共栄九州(株)	宇佐市大字西大堀840番地の1	質量
(有)瀬戸商店	大分市大字海原字見休800-2	質量
三藤商事(株)	大分市西新地1丁目159	質量
(株)山村産業	佐伯市大字海崎74	質量
(有)豊幸環境開発	佐伯市直川大字仁田原1430	質量
平山産業(株)	中津市三光大字森山26-1	質量
(株)日出エコセンター	速見郡日出町大字大神3750-28	質量
(株)フナイ	大分市大字三芳478-5	質量
大分環境(株)	豊後大野市三重町大字小坂3767番地2	質量
(有)吉武建設	玖珠郡九重町大字後野上650-2	質量
アネット(株)	玖珠郡玖珠町大字帆足2037-2	質量
(株)東部開発 横尾処理センター	大分市大字片島字米良山1963-1	質量
(株)豊肥環境センター	豊後大野市三重町大字赤嶺1183-1	質量
(株)豊産業	臼杵市大字久木小野字川原1853	質量
(有)長浦金属	宇佐市高砂新田120-5	質量
(株)環境整備産業 第一工場	大分市下郡3260-12	質量

ゆうび(株) 片島事業所	大分市大字片島2184-1	質 量
(株)東部開発 固形燃料製造工場	大分市大字旦野原茶ヤガ本1390	質 量
深田産業(有)	大分市三川新町2丁目1-12	質 量
(株)寺松商店	大分市向原西1-6-6	質 量
(有)丸義産業	宇佐市長洲1239	質 量
(有)瀬戸商店(リサイクルセンター)	大分市三佐1-101	質 量
(有)瀬戸商店(日出リサイクルセンター)	速見郡日出町藤原1245	質 量
鶴崎海陸運輸(株)	大分市原川3丁目3-1	質 量
(有)渡辺土木	別府市大字平道字小畑廻り15	質 量
(有)大分クリーンサービス	大分市大字宮河内4164-1	質 量
(株)大分メタルズ	中津市大字田尻崎9-2	質 量
(有)倉迫パーツ	中津市三光下秣594	質 量
中津ゆうび(有)	中津市植野906-1	質 量
(株)丸秀商会	大分市大字三佐1325-9	質 量
栄和産業(有)	大分市大字横尾1641-8	質 量
(株)日栄大分	大分市三川新町1丁目2-23	質 量
(株)ECOSS	別府市京町2-13	質 量
蒼生産業(株)	大分市大字久土芦原2119	質 量
(有)エコトピア九州	大分市宮河内貢迫4186-1	質 量
(株)山下商店	速見郡日出町大字大神1675-1	質 量
(株)西日本ロジクル	大分市大字家島字渡場303-1	質 量
中津ゆうび(有)	日田市大字東有田字葉口3970-13	質 量
宇佐開発(株)	宇佐市大字山本1990	質 量
大分エコセンター(株)	大分市大字三佐字大新田1354-8	質 量
(株)マテリアルデポット	大分市大字迫776-1	質 量
(株)宮崎	大分市萩原4丁目10-12	質 量
おおのエコ協同組合	豊後大野市三重町小坂3824-1	質 量
ゆうびクリーンサポート(有)	由布市庄内町野畑735	質 量
(株)愛宕	中津市犬丸2473	質 量
(株)環境整備産業 三佐工場	大分市大字三佐1324-1	質 量
ゆうび(株) 本社工場	大分市豊海3丁目4-8	質 量
(有)恵上商店	中津市大字福島1617番地1	質 量
佐伯ポートサービス(有)	佐伯市東浜10897番66	質 量
(株)大和	中津市大字田尻崎11	質 量
安田綱産(株)	大分市大字日吉原1-41	質 量
(株)誠産業	大分市大字横尾2032番地の2	質 量
(株)上組 大分支店	大分市大字日吉原1-10	質 量
鶴崎海陸運輸(株)大在事業所	大分市大在2番地	質 量

③環境計量証明事業者(13社)

氏 名 (名 称)	事業所の所在地	登録の区分
JX金属製錬(株)佐賀製錬所	大分市大字佐賀関3-3382番地	濃度
(株)住化分析センター大分ラボラトリー	大分市大字鶴崎2200番地	濃度
タナベ環境工学(株)	大分市西高江1丁目4323-4	濃度、音圧レベル、振動加速度レベル
(公社)大分県薬剤師会	大分市豊饒2丁目11番9号	濃度
(公財)大分県環境管理協会	大分市大字寒田字下原409-40	濃度
日鉄テクノロジー(株)	大分市大字西ノ州1番地	濃度
(一財)西日本産業衛生会	大分市高城南町11-7	濃度、音圧レベル、振動加速度レベル
西日本環境リサーチ(株)	大分市中判田1439-4	濃度
九州建設コンサルタント(株)	大分市大字曲936番地1	音圧レベル、振動加速度レベル
西日本コンサルタント(株)	大分市田中町1丁目1番8号	音圧レベル、振動加速度レベル
松尾機器産業(株)	大分市花高松1丁目1-4	濃度
クリタ分析センター(株)九州事業所大分支室	大分市大字一の州1番地1	濃度
環境工研(株)大分工場	大分市花高松1丁目1番15号	濃度



一般計量証明事業者が
発行する標章



特定計量証明事業者
が発行する標章

④計量証明事業者の届出数

	新規届出	変更	廃止
一 般	0	3	1
環 境	1	9	2

2) 計量士

計量士になろうとする者は、省令で定める区分ごとに、都道府県知事を経由して経済産業大臣の登録を受けなければならない。（法第122条）

① 計量士の職務

主に事業所にある計量器の整備や検査、正確な計量の実施、計量方法の改善及び計量業務に携わる人への指導を行っている。

② 計量士の区分

計量士は、次の3つの区分に分類されている。

ア 一般計量士

- ・ 取引、証明に使用されている特定計量器の定期検査や計量証明検査に代わる検査。
- ・ 主に質量を事業区分とする計量証明事業者が行う計量証明における計量管理。
- ・ 適正計量管理事業所で使用される計量器の精度管理や計量管理。

イ 環境計量士（濃度関係）

- ・ 環境計量証明事業者が行う、工場からの排気や排水、河川、土壌等に含まれる物質の計量証明において計量管理を行う。

ウ 環境計量士（騒音・振動関係）

- ・ 環境計量証明事業者が行う、工場や交通機関などから発生する騒音、振動の計量証明において計量管理を行う。

※計量管理とは、計量器の整備、計量の正確性の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることをいう。

③ 本県経由の事務処理状況

（令和6年度）

区 分 \ 項 目	新規登録	資格認定	訂 正	再交付
一般計量士	0	0	0	0
環境計量士 （濃度関係）	1	0	0	0
環境計量士 （騒音・振動関係）	0	0	0	0

④ 本県の計量士登録件数の推移

（各年度、3月31日現在）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
一般計量士	102	101	100
環境計量士	162	161	157

(3) 指定

1) 適正計量管理事業所

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行おうとする者は申請をすることにより、適正計量管理事業所として経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができる。

(計量法第127条、計量法施行令第41条第2項)

① 指定の基準

ア 使用する特定計量器の種類に応じて省令で定める計量士が、使用する特定計量器の検査を定期的に行うこと。

イ 計量管理の方法が省令で定める基準に適合すること

なお、指定に際しては、県知事又は大分市長（主たる事業所が大分市域に所在）が行う計量管理の方法についての検査を受けなければならない。

② 指定事業所

(令和7年3月31日現在)

区 分	氏 名 (名 称)	事 業 所 の 所 在 地	事業所数
県知事指定	JX金属精錬株式会社佐賀関製錬所	大分市大字佐賀関3-3382	2
	太平洋セメント(株)大分工場(津久見)	津久見市合ノ元町2-1	1
	住友化学(株)大分工場	大分市大字鶴崎2200	1
	西日本電線(株)	大分市大字駄原2899	1
	太平洋セメント(株)大分工場(佐伯)	佐伯市大字戸穴337-1	1
	日本製鉄(株)九州製鉄所大分地区	大分市大字西ノ州1	1
	(株)積水化成品九州 大分工場	中津市大字犬丸字秋満150-2	1
	日本郵便株式会社	県内の所在市町村	401
合 計			409

③ 指定事業所の推移

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
県知事指定	409	409	410
国 指 定	0	0	0
計	409	409	410

※旧・日本郵政公社は平成19年10月1日より分離民営化により、日本郵政グループとして営業を開始したため国指定から知事指定へとなった。

④ 令和6年度の適正計量管理事業所の指定状況

区 分	新規指定	変更	廃止
県知事指定	0	4	0
国 指 定	0	0	0

2 検 定 等

特定計量器は政令で定める区分に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が実施する検定等(タクシメーターの場合は装置検査という)を受け、これに合格したものでなければ取引又は証明に使用することができない。(計量法第16条)

また、特定計量器には検定等の有効期間が定められているものがあり、この期間を経過した特定計量器は取引又は証明に使用することができないため、有効期間満了までに検定等を受けなければならない。

検定等は、原則として検定等の実施機関の施設内において行うが、大型あるいは固定式のため、移動困難な場合又は受検個数が多い場合など特別な事由があるものについては、特定計量器の所在場所で検定等を行うことができることとなっている。

(1) 合 格

特定計量器検定検査規則で定める一定の条件(構造・器差)に適合したものを合格とし、検定証印又は装置検査証印を付している。

また、燃料油メーター・液化石油ガスメーター及びタクシメーターについてはラベルに有効期限年月を明示し、有効期間経過による不適正な計量器の使用防止に努めている。

(検 定 証 印 等)

(有 効 期 限 ラ ベ ル)



検定証印



装置検査証印



燃料油メーター、液化石油ガスメーター



タクシメーター用

(2) 検定証印の種類及び大きさ

打込み印 : 1.2、1.8、3.6、6 mmの正方形のもの (主に表示盤面や諸元プレートに刻印)

押し込み印 : 3.6、6 mmの正方形のもの (主に鉛等の金属片をパンチにて押潰し刻印)

すり付け印 : 3、6、12、24 mmの正方形のもの (主にガラス面に刻印)

焼 印 : 6、12 mmの正方形のもの (主に木面に刻印)

(3) 装置検査証印

打込み印又は押し込み印 : 高さ8mm、横幅6mm

(4) 検定有効期間が定められている特定計量器 ※については当計量検定担当で検定を実施しているもの

特 定 計 量 器			有効期間
一般計量器	タクシメーター ※		1年
	水道メーター		8年
	温水メーター		8年
	燃料油メーター ※	(1) 自動車の燃料タンク等に燃料油を充填するための機構を有するものであって給油取扱所に設置するもの(自動車等給油メーター)	7年
		(2) (1)に掲げるもの以外のもの(大型車載・小型車載・簡易燃料油メーター)	5年
	液化石油ガスメーター ※		4年
	ガスメーター	(1) 計ることができるガスの総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール未満であって、使用最大流量が16立方メートル毎時以下のもの。(前金装置を有するものを除く)	10年
		(2) 計ることができるガスの総発熱量が1立方メートルにつき90メガジュール以上であって、使用最大流量6立方メートル毎時以下のもの。(前金装置を有するものを除く)	10年
		(3) 上記に掲げる以外のもの	7年
	積算熱量計		8年
	最大需要電力計	イ 電子式のもの	7年
		ロ イに掲げるもの以外のもの	5年
	電力量計	イ 定格電圧が300ボルト以下の電力量計	10年
		ロ 定格電圧が300ボルト以下のうち、(1)一時電流が120アンペア以下の変流器とともに使用されるもの(2)定格電流が207アンペア又は607アンペアのもの(3)電子式のもの	7年
		ハイ又はロに掲げるもの以外のもの	5年
環境計量器	無効電力量計	イ 電子式のもの	7年
		ロ イに掲げるもの以外のもの	5年
	照度計		2年
	騒音計		5年
	振動レベル計		6年
	濃度計	イ ガラス電極式水素イオン濃度検出器	2年
		ロ ガラス電極式水素イオン濃度指示計	6年
		ハイ又はロに掲げるもの及び酒精度浮ひよう以外のもの	8年

(5) 検定有効期間が定められていない特定計量器

特 定 計 量 器	
質 量 計	※
温 度 計	
皮革面積計	
密度浮ひよう	
アネロイド型圧力計	※
浮ひよう型比重計	

※については、当センターで検定を実施しているもの。

(6) 指定製造事業者が特定計量器に付する表示

近年では検定と同等の検査を行う資格を持つ指定製造事業者が製造し、検査に適合した特定計量器が流通しており、これには「指定製造事業者が特定計量器に付する表示」が付されている。



指定製造事業者が特定計量器に付する表示（基準適合証印）

(7) 検定実績（装置検査を含む）

種 類		令和6年度			令和5年度			令和4年度		
		検定個数	不合格数	不合格率	検定個数	不合格数	不合格率	検定個数	不合格数	不合格率
装置検査	タクシメーター	1,819 (797)	1 (1)	0.05 (0.13)	1,805 (747)	0 (0)	0 (0)	1,885 (833)	0 (0)	0 (0)
質量計	棒はかり・おもり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	等比皿手動はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他手動はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ばね式はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	手動指示併用はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	その他指示はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	電気抵抗線式はかり	59 (13)	0 (0)	0 (0)	77 (7)	0 (0)	0 (0)	111 (18)	0 (0)	0 (0)
	誘電式はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	電磁式はかり	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	小 計	59 (13)	0 (0)	0 (0)	77 (7)	0 (0)	0 (0)	111 (18)	0 (0)	0 (0)
体積計	燃料油メーター	730 (730)	0 (0)	0 (0)	817 (815)	0 (0)	0 (0)	826 (824)	0 (0)	0 (0)
	液化石油ガスメーター	14 (14)	0 (0)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	0 (0)
	小 計	744 (744)	0 (0)	0 (0)	825 (823)	0 (0)	0 (0)	831 (829)	0 (0)	0 (0)
圧力計	アネロイド型圧力計	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
体温計	抵抗体温計	9,232 (9,232)	0 (0)	0 (0)	18,341 (18,341)	4 (4)	0.02 (0.02)	24,918 (24,918)	1,432 (1,432)	5.75 (5.75)
合 計		11,854 (10,786)	1 (1)	0.01 (0.01)	21,048 (19,918)	4 (4)	0.02 (0.02)	27,745 (26,598)	1,432 (1,432)	5.16 (5.38)

※検定個数中の()の数字は、所在場所検定の個数

3 検 査

(1) 基 準 器 検 査

基準器は、特定計量器の検定や検査の基準として用いられるほか、特定計量器の正確度をチェックするために特定計量器の製造事業者や修理事業者及び適正計量管理事業所でも使用され、一般の計量器より高い精度が要求され、基準器検査の有効期間が定められている。

基準器検査は、基準器の種類に従い、経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所が実施し、（計量法第102条）、合格した基準器には基準器検査証印を付す（計量法第104条）とともに基準器検査成績書を交付する。（計量法第105条）



基準器検査証印

1) 都道府県知事が検査を行うことができる基準器及び有効期間

区 分	基 準 器 の 種 類			有効期間
長さ基準器	タクシーメーター装置検査用基準器			4年
質量基準器	基準直示天びん	ひょう量が2トン以下であって、目量又は感量がひょう量の4千分の1以上のもの。		3年
	手動天びん			
	基準台手動はかり	ひょう量が5トン以下であって、目量又は感量がひょう量の2万分の1以上のもの。		
	基準分銅	2級、3級基準分銅で鋳鉄製又は軟鋼製のもの		1年
		1級及び2級、3級基準分銅で上記以外のもの		5年
体積基準器	基準ガスメーター	体積が計量室の1回転につき20ℓ以下の湿式のもの		2年
	液体メーター用 基準タンク	全量が1000ℓ未満、水道・温水メーター	ステンレス製のもの	8年
		又は積算熱量計の検査に用いるもの	上記以外のもの	5年
		全量が25ℓ以下で燃料油メーターの検査に用いるもの		5年

2) 本県の基準器検査実績の推移

基 準 器 の 種 類	令和6年度			令和5年度			令和4年度		
	検査個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検査個数	不合格 個数	不合格 率(%)	検査個数	不合格 個数	不合格 率(%)
タクシーメーター装置検査用基準器	0	0	0.00	1	0	0.00	1	0	0.00
基準台手動はかり	1	0	0.00	1	0	0.00	0	0	0.00
1級基準分銅	29	0	0.00	0	0	0.00	182	0	0.00
2級基準分銅	328	0	0.00	442	2	0.45	372	0	0.00
3級基準分銅	202	0	0.00	252	0	0.00	277	0	0.00
液体メーター用基準タンク	1	0	0.00	3	0	0.00	11	0	0.00
合 計	561	0	0.00	699	2	0.29	843	0	0.00

(2) 計量証明検査

計量証明事業者は、計量証明に使用する特定計量器について、登録を受けた日から定められた期間ごとに知事等の行う検査（以下、計量証明検査という）を受けなければならない。（計量法第116条）

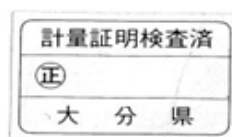
また、計量証明検査は使用する特定計量器の種類に応じて、経済産業省令で定められた計量士の行う検査を受検（代検査）することができる。（計量法第120条）

1) 合 格

計量証明検査に合格した特定計量器には計量証明検査済証印を付する。



計量証明検査済証印



計量証明検査済証印(ラベル)

2) 不合格及び未受検者の措置

代表者及び計量証明主任者に対し不合格理由と特定計量器は修理し、検定に合格しなければこれを使用して計量証明書を発行してはならない旨を説明し、速やかに修理検定するか買い替えるよう指導する。

なお、未受検者に対しては即刻受検するよう勧告し、検査に合格するまで計量証明書の発行を中止させる。

3) 受検期間（計量法施行令第29条 別表第5）

計 量 証 明 検 査 対 象 特 定 計 量 器 の 種 類	受 検 す べ き 期 間
非自動はかり、分銅及びおもり	2年
ベックマン温度計	5年
皮革面積計	1年
ボンベ型熱量計	5年
濃度計(ガラス電極式水素イオン濃度計検出器及び酒精度浮ひょうを除く)	3年
振動レベル計	3年
騒音計	3年

4) 計量証明検査対象特定計量器の検査実績推移

検査実績年度 特定計量器の種類		令和6年度			令和5年度			令和4年度		
		検査数	不合格 数(個)	不合格 率(%)	検査数	不合格 数(個)	不合格 率(%)	検査数	不合格 数(個)	不合格 率(%)
①	台手動はかり(100kg～49.99t)	0(0)	0	0.0	1(0)	0	0.0	0(0)	0	0.0
②	電気抵抗線式はかり(25t～80t)	36(36)	0	0.0	17(17)	0	0.0	27(27)	0	0.0
③	濃 度 計	3(3)	0	0.0	10(10)	0	0.0	5(5)	0	0.0
④	振動レベル計	8(8)	0	0.0	2(2)	0	0.0	11(11)	0	0.0
⑤	騒 音 計	13(13)	0	0.0	11(11)	0	0.0	31(31)	0	0.0
合 計		60(60)	0	0.0	41(40)	0	0.0	74(74)	0	0.0

()書きについては①～②は計量士による代検査個数(内数)、③～⑤は日本品質保証機構による検定個数(内数)。

(3) 定期検査

計量法第19条の規定に基づき取引又は証明に使用される特定計量器（非自動はかり、分銅、おもり及び皮革面積計）の正確性を公的に確保するため、その性能及び器差に係る検査を計量法に定められた期間に基づき実施している。その際、各市町村の協力を得て、円滑な検査の実施に努めている。

実施時期は、非自動はかり、分銅及びおもりについては2年に1回、皮革面積計（県内該当無し）については1年に1回となっている。（計量法施行令第11条）

なお、大分市域については大分市が行い、その実施等については県と市が協議し、事業の一層の円滑な遂行に努めている。

1) 事前調査及び周知の方法

計量法の規定に基づき公示を行うほか、該当する特定計量器所有者の100%受検と不適正な特定計量器使用の一掃のため、検査の前後には次のような措置をしている。

①公 示

検査の1ヶ月前までに実施地区、時期、場所等を県報に登載する。（計量法第21条）

②事前調査の実施

定期検査を行う区域の市町村の長は、その対象となる特定計量器の数を調査し、県に報告しなければならない。（計量法第22条）

この調査に際し、定期検査が始まる前までに該当市町村の担当職員と打合わせ会議を開催し、定期検査申請書等必要な様式等を配付している。

③周 知

ア 市町村に、広報誌、回覧等を利用した住民に対する周知を依頼する。

イ 検査実施前に受検通知書（ハガキ）で特定計量器の使用者に通知する。

2) 定期検査の実施

本県では、管轄区域を2つのブロックに分け、それぞれ隔年で4月から12月の間に、集合検査（役場や公共施設等での検査）と所在場所検査（特定計量器が土地・建物に設置されているもの、著しく大きいもの、特定計量器の数が多い等で運搬が困難な場合は使用場所で検査）を行っている。また、定期検査は計量士による検査（代検査）を受検することができる。

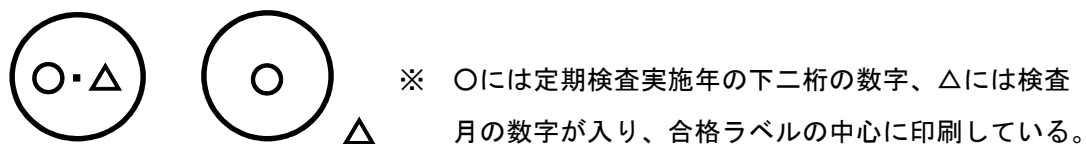
年次別の定期検査の実施状況

市又は郡	別府市	中津市	日田市	佐伯市	臼杵市	津久見市	竹田市	豊後高田市	杵築市	宇佐市	豊後大野市	由布市	国東市	東国東郡	速見郡	玖珠郡
年 度																
令和6年度(県南ブロック)			○	○	○	○	○				○					○
令和7年度(県北ブロック)	○	○						○	○	○		○	○	○	○	

3) 定期検査の免除

製造又は修理をし、検定に合格したばかりは、定められた期間内に一度定期検査が免除される。
検査の際、該当するばかりには検査免除ラベルを貼付する。

4) 合 格



定期検査済証印



検査免除ラベル



合格ラベル（大・小）



5) 不 合 格

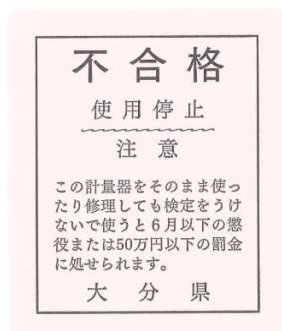
受検者に不合格理由と特定計量器は修理し検定に合格しなければ取引・証明に使用できない旨説明し、速やかに修理検定するか新品のはかりに買い替えるよう指導している。

不合格となった特定計量器は検定証印を除去し不合格ラベルを貼付する。（計量法第24条）

6) 未受検者等の措置

集合検査を受検しなかった者に対しては文書勧告し、当センターに特定計量器を持ち込んでもらい検査を行っている。なお、公示期間以降に立入検査等で未受検者を発見した場合には、現認書を徴収した上で、特定計量器を当センターに持ち込んでもらい検査を行っている。

また、家庭用計量器の使用が一部に見受けられるが、この場合は取引又は証明に使用できない旨を説明するとともに、家庭用計量器のラベルを貼付し買い替えるよう指導している。



不合格ラベル



家庭用ラベル

7) 定期検査の実施状況

① 集合検査(県南ブロック)

(令和6年度)

区分 市町村名	受 検 者 数	検 査 日 数	検 査 延 人 員	検 査 手 数 料	はかり			分銅等			合 計		
					受 検 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %	受 検 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %	受 検 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %
豊後大野市	108	5	32	195,680	178	5	2.8	68	0	0.0	246	5	2.0
日田市	356	15	42	629,190	681	4	0.6	119	0	0.0	800	4	0.5
臼杵市	88	5	15	150,040	131	1	0.8	84	0	0.0	215	1	0.5
佐伯市	217	14	34	491,100	439	9	2.1	95	0	0.0	534	9	1.7
津久見市	54	4	12	87,360	80	2	2.5	16	0	0.0	96	2	2.1
竹田市	91	5	13	180,230	145	0	0.0	53	0	0.0	198	0	0.0
市 計	914	48	148	1,733,600	1,654	21	1.3	435	0	0.0	2,089	21	1.0
玖珠町	42	3	9	81,010	66	0	0.0	31	0	0.0	97	0	0.0
九重町	43	3	8	87,940	78	0	0.0	24	0	0.0	102	0	0.0
群 計	85	6	17	168,950	144	0	0.0	55	0	0.0	199	0	0.0
合 計	999	54	165	1,902,550	1,798	21	1.2	490	0	0.0	2,288	21	0.9

呼び出し分	15	15	25	42,650	31	0	0.0	5	0	0.0	36	0	0.0
-------	----	----	----	--------	----	---	-----	---	---	-----	----	---	-----

② 所在場所検査

(令和6年度)

区分 市町村名	受 検 者 数	検 査 日 数	検 査 延 人 員	検 査 手 数 料	はかり			分銅等			合 計		
					受 検 個 数	不 合 格 数	合 格 率 %	受 検 個 数	不 合 格 数	合 格 率 %	受 検 個 数	不 合 格 数	合 格 率 %
該当なし						0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
						0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
						0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
						0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
						0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
市 計	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
該当なし							0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
群 計	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
合 計	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

③代検査

(令和6年度)

区分 市町村名	受 検 者 数	はかり			分銅等			合 計		
		受 検 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %	受 検 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %	受 検 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %
豊後大野市	44	166	0	0.0	11	0	0.0	177	0	0.0
日田市	68	224	0	0.0	12	0	0.0	236	0	0.0
臼杵市	76	329	0	0.0	42	0	0.0	371	0	0.0
佐伯市	85	336	0	0.0	27	0	0.0	363	0	0.0
津久見市	23	90	0	0.0	0	0	0.0	90	0	0.0
竹田市	59	243	0	0.0	138	0	0.0	381	0	0.0
市 計	355	1,388	0	0.0	230	0	0.0	1,618	0	0.0
玖珠町	24	66	0	0.0	13	0	0.0	79	0	0.0
九重町	20	50	0	0.0	10	0	0.0	60	0	0.0
郡 計	44	116	0	0.0	23	0	0.0	139	0	0.0
合 計	399	1,504	0	0.0	253	0	0.0	1,757	0	0.0

④令和6年度定期検査総計

区分	受 検 者 数	検 査 手 数 料	はかり			分銅等			合 計		
			受 験 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %	受 験 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %	受 験 個 数	不 合 格 数	不 合 格 率 %
集合検査	999	1,902,550	1,798	21	1.2	490	0	0.0	2,288	21	0.9
呼び出し分	15	42,650	31	0	0.0	5	0	0.0	36	0	0.0
所在場所	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0
県実施分計	1,014	1,945,200	1,829	21	1.1	495	0	0.0	2,324	21	0.9
代検査	399		1,504	0	0.0	253	0	0.0	1,757	0	0.0
総 計	1,413	1,945,200	3,333	21	0.6	748	0	0.0	4,081	21	0.5

8) 定期検査における代検査の受検状況

(令和4年度～令和6年度)

年 度	令和6年度	令和5年度	令和4年度
受 験 者 数	0	563	395
受 検 個 数	0	2,444	1,437
不 合 格 数	0	1	0
不合格率(%)	0	0	0

9) 本県届出の代検査計量士

(令和7年3月31日現在)

県 内		県 外	
氏 名	住 所	氏 名	住 所
中山 康 男	大分市	井 上 博 司	福岡県北九州市
帆 足 亨	大分市	古 賀 卓	熊本県荒尾市
古 川 登 志	大分市	片 桐 孝 章	長崎県佐世保市
田 口 徹 雄	津久見市	末 崎 繁	福岡県久留米市
中山 裕 太	大分市	藤 光 政 憲	山口県下関市
帆 足 愛	大分市		
藤 井 將 喜	大分市		
大 塚 光 倫	大分市	計 13名	

4 立 入 検 査

取引又は証明上の計量の適否は直接県民の生活・経済に重要な影響を及ぼすものであり、取引、証明における適正な計量の実施を確保することは極めて重要である。

このため、取引又は証明に特定計量器を使用している商店・事業所等に立入り、特定計量器の使用状態並びに包装品及び面前計量商品の量目が適正であるか否かを検査（立入検査）している。

なお、大分市域については大分市が立入検査を行っている。

（１）特定計量器

使用中の特定計量器が適正に管理されているか、有効期間を経過したものがないか検査をする。

特定計量器の種類ごとに周期を定めて立入検査を行うほか、苦情やその他必要に応じて立入検査を行う。

１）特定計量器の立入検査実施区域・周期

特定計量器の区分	検査周期	ブロック数
はかり	3年	3
燃料油メーター	6年	6
LPGメーター	6年	6
ガスメーター	6年	6
水道メーター	6年	6

２）特定計量器の立入検査実施状況

（令和6年度）

特定計量器の区分	実 施 期 間	実 施 地 域
はかり	12/3～12/5	中津市、宇佐市、国東市、豊後高田市、杵築市、日出町
燃料油メーター	11/5～11/26	佐伯市、津久見市
LPGメーター	11/5～11/26	佐伯市、津久見市
ガスメーター	2/13～3/11	日田市、玖珠町、九重町
水道メーター	8/27～10/2	日田市、玖珠町、九重町

３）特定計量器の立入検査結果

（令和6年度）

立入検査の区分	検査員 延人数	実施 日数	立 入 事業所	個数	不適正な計量器			使用 方法 不適正	過 去 2 年			
					個数	割合 (%)	主な理 由		不適正率(%)		使用方法不適正	
									5年度	4年度	5年度	4年度
は か り	9	3	6	44	2	4.55	未受検	0	1.52	0.00	0	0
燃料油メーター	16	8	48	315	0	0.00		0	0.00	0.59	0	0
LPGメーター	16	8	48	0	0	0.00		0	0.00	0.00	0	0
ガスメーター	24	12	33	26,894	0	0.00		0	0.00	0.10	0	0
水道メーター	6	3	3	31,660	237	0.75	期限切れ	0	0.00	0.00	0	0
計	71	34	138	58,913	239	0.41		0	0.00	0.07	0	0

(2) 商品量目

店頭で取引されている商品が適正に計量されているか、正味量表記が適正かどうか検査をする。商品量目については、3年に1回の周期で管轄地域を3つのブロックに分け立入検査を行うほか、苦情やその他必要に応じて立入検査を実施する。

1) 商品量目の立入検査実施状況

(令和6年度)

立入検査の区分	実施期間	実施地区
商品量目(歳末時)	12/3~12/5	中津市、宇佐市、国東市、豊後高田市、杵築市、日出町

2) 商品量目立入検査結果

① 正味量表記商品

区 分 商 品 名	検 査 個 数	令和6年度				過去2年間過不足率(%)			
		不適正個数		過不足率(%)		令和5年度		令和4年度	
		過量	不足	過量	不足	過量	不足	過量	不足
食 肉	110	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	3.70
肉の加工品	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
魚	60	0	0	0.00	0.00	0.00	7.69	0.00	0.00
魚貝類の加工品	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
野菜・青果	70	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	4.29
野菜・青果の加工品	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
めん類	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
菓子類	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
茶・コーヒー・ココアの調整品	0	0	0	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
そ の 他	60	0	0	0.00	0.00	0.00	35.00	0.00	0.00
合 計	300	0	0	0.00	0.00	0.00	6.33	0.00	2.67

5 計量思想の普及・啓発等

計量は生活に深く関わっており、産業・経済の根幹を成すものである。生産・加工・販売の各分野をはじめとして、広く一般家庭にも計量の知識を普及し、計量意識の高揚を図るため、次の事業を実施した。

(1) 計量記念日行事

平成5年11月1日に新計量法が施行されたことを記念し、毎年11月1日を計量記念日とし、11月の1ヶ月間を計量強調月間と位置づけ、計量関係業者をはじめ広く一般県民への計量思想の普及に努めている。

主な行事は次のとおりである。

1) リーフレットの配布

中津市・豊後高田市・杵築市で実施した。

2) ポスターの配布

県内市町村、計量関係事業所、各振興局等に配布し、掲示を依頼した。

3) その他

広報誌及びホームページを利用し、「正しい計量」を呼びかけた。

(2) 計量教室の開催

消費者行政の一環として、市町村の協力により消費物資の流通過程における計量について、消費者自身に商品の量目表示が適正であるか現状を認識させることにより、計量思想の啓発を図ることを目的として計量教室を開催している。この計量教室は、婦人会、消費生活モニター及び消費生活研究会の会員等を対象とし、講義と試買審査を行った。

令和6年度は日田市と豊後高田市で開催し、28名が参加した。

1) 計量教室開催状況の推移

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
開催地域	日田市、豊後高田市	中津市、津久見市	竹田市、豊後大野市
参加人員	28名	32名	16名
審査件数	154件	139件	81件

2) 計量教室での試買審査成績

(令和6年度)

商品名	区分	審査件数	超過又は0	不足 (量目公差内)	不足 (量目公差外)	不足率(%) (量目公差外)
食肉類		60	32	21	7	11.7
魚介類		47	25	10	12	25.5
青果類		14	6	7	1	7.1
惣菜・佃煮類		11	4	7	0	0.0
乾物類		1	1	0	0	0.0
菓子類		19	15	4	0	0.0
その他		2	1	1	0	0.0
合計		154	84	50	20	13.0

(3) 計量関係団体の指導及び育成

本県の計量関係団体としては、適正計量管理事業所、特定計量器の製造・修理・販売事業者及び計量証明事業者等で組織する大分県計量協会と代検査計量士で組織する大分県計量士検査協会がある。

○大分県計量協会 大分県産業科学技術センター 計量検定担当内

TEL 097-560-4066 (直通)

会 長 帆足 愛 大分市三佐5丁目1番31号 (有)帆足計量機器

副会長 梶原哲也、中山裕太

会 員 数 94社

製 造・修 理 23社

計 量 証 明 15社

適正計量管理 4社

販 売 46社

計 量 士 6名(計量士検査協会所属)

○大分県計量士検査協会

会 長 中山 康男 大分市大字光吉1646番地の11

(有)ナカヤマ計量器代表取締役

副会長 帆足 亨

会員数 8名

大分県産業科学技術センター 計量検定担当案内図
(事務室・計量検定棟)

